

第三者評価結果

事業所名：第二しらとり台保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章・児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針を踏まえ、法人としての保育理念「児童福祉法39条に基づき保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その心身の健全な育成を図る。一人ひとりの個性を持った園児の集団生活を通じて、明るく豊かな心と健やかな身体をはぐくみ、『知・徳・体』のバランスの取れた保育を行う」と保育方針「自分で考えて行動できる子ども」「明るく思いやるのある優しい子ども」に基づいて作成されています。また、園の特色ある教育と保育や、地域の実態に対応した内容なども明文化されています。全体的な計画は、毎年新年度に向けて見直しを行います。管理職が年間を通じて保育と照らし合わせ、見直し案を作成し、それを各クラスで話し合います。話し合われた内容についてまた管理職で検討のうえ全体的な計画に反映させています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

保育室は明るく、温湿計が各クラスにあり、適温が保たれています。またプラズマクラスターを使用し、常に室内の空気が循環され、消毒は次亜塩素酸や電解水を用いて行い常に清潔な環境が整えられています。午睡用の寝具は、年に4回布団乾燥を行っています。食事の際はテーブルクロスをかけるなど衛生面に配慮し、また椅子に座っても足が届かない小さな子どもたちには、職員手作りの足を乗せる台を置くなどの工夫もされています。家具の配置などは、保育をしていく中で子どもにとってよりよい環境を提供していくために、臨機応変に対応していく姿勢があります。保育室が、子ども一人ひとりにとって居心地のよい空間となるよう配慮していますが、気持ちの切り替えができないときなどは、廊下や空いている保育室等を使って気持ちを落ち着かせるようにしています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

日頃から一人ひとりの子どもの発達を見ながら、家庭環境調査票、児童票、問診票等をもとに個人面談を実施し、個人差を配慮した保育を行っています。子どもに対して急かすようなことはせず、子どもの言葉を待つようにしています。自分の気持ちを十分に表現できない子どもについては、表情や言葉、態度から気持ちをくみ取るようにしていますが、手を挙げることで意思表示をするようにしたり、選択肢から選んでもらうようにするなど、より子どもの気持ちに沿えるよう支援しています。自分の思いを表現することは大切だと考え、子どもたちが一人ずつ、あるテーマについて話をする時間を持つ取組をしています。また、日ごろから子どもたちへ分かりやすい言葉づかいを心がけており、否定的な言葉を使わず、プラスの声掛け表現に言い換える「リフレーミング語録」に取り組んでいます。子ども同士のいさかきがあった場合は、話し合える場所を作り、子ども同士がお互いの気持ちを伝えあえるように保育士は過度の介入をしないように援助しています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

着脱、食育、挨拶、排泄指導、衛生など基本的な生活習慣について、個々の発達に合わせて自然に身につけられるよう援助しています。園では、朝の会、帰りの会を行い、メリハリをつけるために時間で活動を分けています。子どものやる気とする気持ちを大切に、着脱は個々の状況に合わせて着脱しやすいよう援助し、できたときは「上手にできたね」と意欲につながるような声掛けをしています。トイレトレーニングは、個々の様子を見て家庭とも相談しながら進めています。トイレに行く習慣をつけ、おまるに座るところから始めていきます。午睡でなかなか眠れない子どもには絵本を読んだり折り紙などで静かに過ごし、無理に眠るようにはしていません。4歳児は運動会終了後から徐々に午睡を減らし、5歳児は午睡の時間を取っていませんが、一人ひとりの子どもの状態に合わせて、適切に休息を取るようになっています。

A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
---	---

<コメント>

各保育室には、年齢にあった玩具や絵本を用意しています。年齢に合っていないくても、子どもの興味に合わせて少し難しい本を置くこともあります。玩具は写真が貼られた玩具箱に収められており、遊びたいものを保育士に伝えて出してもらったり、自分で取り出したりしています。天気の良い日は、子どもたちは、園庭と屋上を使って体を動かす遊びをしています。戸外遊びは複数のクラスが一緒に行うことが多いですが、子ども達は、自分より年齢が低いクラスと一緒にになったときは、自然に小さな子どもに気を付ける行動が取れています。園庭には、大きな木があり、秋は落ち葉で遊んだり、子どもたちが植えたプランターの野菜や花などもあり、自然を感じられる環境があります。設定保育の活動の中で、地域の人から協力を得て製作を行うこともあり、その活動について「もっとやりたい」という子どもたちがいれば、自由遊びの中で時間を作ってさらに深めていけるように援助しています。今後は園の前の公園を活用するなどし、より一層自然に触れ合ったり、地域社会とつながる機会を持ち、子ども達の豊かな体験が広がるよう期待します。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>
0歳児の保育室は、園の中でも静かな場所に配置され、子どもたちがゆったり過ごすことができる環境が整えられています。子どもたちは、部屋の中では好きな絵本を見たり、天井からぶら下げられた玩具に手を伸ばして触ろうと身体を動かしたり、椅子に座って製作をしたりと一人ひとりの興味・関心に合わせて過ごしています。甘えたい様子を見せる子どもに対しては、保育士の近くで安心して過ごせるよう配慮し、保育士は一人ひとりに応答的に対応しています。外遊びでは、土を握ったりつまんだりすることに熱中したり、異年齢の子どもたちが遊んでいる姿を観察したりしています。着替えの際、自分で服を脱ぐことができた子どもに「やったあ。できたね」と保育士が笑顔で声をかけると子どももとても嬉しそうな表情を見せるなど、子どもの意欲を引き出す声掛けもしています。保護者に対しては、送迎時のやりとりや連絡帳などのコミュニケーションを通して、家庭との連携を大切にしています。家庭と園、それぞれの子どもの様子を保護者と共有しながら、園での過ごし方や離乳食等へつなげています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>
子どもたち一人ひとりの「やりたい」という気持ちを大切にしています。生活の中の「着替えたい」「靴を履きたい」、遊びの中では「やってみたい」「持ってみよう」等、いろいろな「～したい」という思いに、個々の発達状況や安全を考慮したうえで応えるように援助しています。子ども同士でおもちゃの取り合いになった際には、双方の気持ちを汲み取りながら穏やかな言葉がけをし、喧嘩に至ることなく子どもたちはそれぞれ遊び始めました。園では、遊びの中で異年齢の子どもと関わる機会を多く持っています。園庭では、同じ時間帯に他のクラスの子どもたちも一緒に遊び、枯葉を集めて葉っぱやさんごっこが始まっています。小さな年齢の子どもも「どうぞ」「ありがとう」のやりとりを楽しんでいました。また、栄養士が食育担任として子どもたちに関わったり、園の外でも散歩の際に地域の人に挨拶したりと、いろいろな大人と関わりが持てるようにしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>
子どもたちは、いろいろな用意された遊びの中から自分の興味のあるものややりたいものを選んで遊んでいます。製作では、友だち同士で言葉を交わしながら、教え合ったり、アドバイスをしあう姿がありました。また、折り紙が好きな子どもは折り紙の本を見ながら難しい作品に挑戦し、分からないところは保育士に聞くなどして取り組んでいました。未完成のまま片付けの時間になりましたが「後で続きをやりようね」と保育士が声をかけると、途中まで折ったものを大事にしまい、すぐに切り替えて片づけを始めました。園庭では、こおりおにのようなルールのある遊びも楽しめます。鬼がなかなか決まらない場合も、保育士が仲立ちをしてスムーズな鬼決めがあり、遊びが始まりました。始めは違う遊びをしていた子どもたちも「入れて」「いいよ」のやりとりでだんだん広がり子どもたちは走り回りながら楽しんでいました。そのような様子を保護者に対して「今クラスで楽しんでいる遊びを紹介します！」とドキュメンテーションを作成し、保護者が見えるところに掲示して伝える工夫をしています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>
障害のある子どもは今では在籍してませんが、新館ができたことにより障害に応じて園への出入口を選べるようになりました。障害の有無に関わらず、気になる点がある子どもや配慮が必要だと考えられる子どもについては、個別の指導案を作成して、職員で共有しています。障害のある子どもが入園した場合は、個別指導計画を作成し、保護者との連携を密にし、医療機関や北部地域療育センターとも連携しながら、その子どもの状況に沿った保育を提供します。職員は、障害児保育研修を受講し、知識や情報を得て、いつでも入園に備える体制を整えています。今後は、園として障害児保育についてどのような方針を持っているか、保護者に対して一層理解を深める取組についても期待されます。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>
子どもの状況や様子を見て、長時間園で過ごすことも考慮し、保育内容を工夫しています。夕方は合同保育になりますが、それぞれの年齢の子どもが穏やかに過ごせるよう配慮しています。子どもたちは保育室を移動して、ゆったりと好きなことをして過ごします。お迎えが遅くなる子どもには、時間に応じて捕食や夕食を提供しています。午後、子どもたちは30分ごとにお迎えを待つ保育室へ移動します。保護者には時間帯別にお迎えの場所を変えることを依頼しています。保育士のシフトや延長保育への切り替え時の子どもの状況についての引継ぎは、朝の様子を記載した個人ボードや連絡帳、伝達ボードなどを活用して行っています。伝達漏れがないよう、注意を払っていますが、口頭や各伝達ツールだけではなく、伝達がある子どもがはっきり分かるよう、伝達漏れをなくす工夫もしています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画において、「小学校との連携（接続）」や「小学校以上との連携に鑑みて」として、就学に向けた保育内容や方法について明示されています。この計画に基づき5歳児の年間指導計画が立てられ、小学校との連携について具体的に実施する内容が記載されています。コロナ禍となる以前は、年長児が小学校以降への生活へ見通しを持てるよう、近隣小学校との「学校探検」交流会や地域の他園の年長児とドッジボールを実施していました。コロナ禍となり、対面での交流は実施を見送っていますが、卒園前に小学校から年長児へ手紙が送られるなど、その時にできる方法で交流をしています。また、「小学校まで歩いてみよう！」と就学する小学校まで散歩に行くなどし、子どもたちの就学へ向けての気持ちを盛り立てています。保護者に対しては、毎年都筑区主催で「小学校に入る前に」という講演会と情報交換会が開催されるので、園から案内をし参加を促しています。園児が就学する小学校とは個別に面談をし、保育所児童要録を送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理について「保健衛生マニュアル」を作成し、これに基づき一人ひとりの健康状態を把握しています。全体的な計画の中で、子どもの健康支援について具体的な計画が示されて、看護師が保健計画も立てています。子どもの健康に関する情報は、「児童健康台帳」を入園説明会の際に配布し、保護者に記入してもらいます。予防接種など、内容に変更があった場合は、都度申し出てもらって追記等を行うほか、年度末に各家庭に返却し、内容を確認したり情報を更新してもらうようにしています。一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報はアレルギーや既往歴が記載された「園児アセスメントシート」を職員で共有し、配慮するようにしています。保護者に対しては、保健と給食についての重要事項説明書により、園の方針を伝えています。午睡時に呼吸チェックを行い、乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止について取り組んでいます。さらに、外の掲示板にSIDSに関するポスターを貼り、保護者に対しても注意喚起を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康診断・歯科健診は年に2回全園児対象に実施しています。園医は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、フェイスシールド、ガウン、マスクを着用し、健診を実施しました。3歳・4歳・5歳児は、視聴覚検査と尿検査も実施しています。園医とは、連絡を密にとり、感染の流行等に関する情報をもったり、子どもの健康に関する相談のことももらったりしています。内容は園だけのほけんコーナーや懇談会の題材にして保護者に反映させています。各健診結果は、児童健康台帳に記載し、保護者にも伝えています。歯科健診結果で、虫歯が多い子どもがいたことから、仕上げ磨きの時間を長くするなどの取組を行いました。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、アレルギー対応マニュアルを作成し、個々に合わせた対応を行っています。アレルギーのある子どもに対しては、医師の指示が記載された「生活管理指導票」により対応を行っています。保護者と担任、看護師、栄養士が面談を行い、給食の提供や園での生活について対応を確認します。給食の際は、アレルギーのある子どもの食事は、色を分けたトレーにラップをかけて乗せ、一番初めに配膳します。配膳の際も、メニューと除去内容について声に出して複数で確認しています。さらに食事を始めるタイミングで再度同じように声に出して確認をしています。アレルギーのある子どもの席は、他の子どもたちから少し離れたところにして、細心の注意を払っています。また、アレルギーのある子どもがいないクラスにも、園児アセスメントシートにより情報を共有しています。保護者に対しては、入園のしおり等で、アレルギーに対する取組を説明するほか、口や衣類について食品もアレルギーを引き起こす可能性があることなどを具体的に伝えて理解を深めるようにしています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画において「食育の推進」を位置づけ、食育計画を作成しています。また保育目標の実現に向けて「バイキング給食」や「野菜づくり」を行っています。子どもの発達に合わせて食事の援助を行っています。バイキング給食は、誕生会の日に実施しており、子どもたちは自分の食べられる量を自分で考える機会となっています。子どもたちが楽しく食事が取れるよう、お弁当箱に給食を詰めて公園で食べるピクニック給食や、子どもたちが食に関する興味・関心を持てるよう、各クラスで野菜を育てる栽培保育も実施しています。幼児クラスは、「給食カード」を使って、毎日食事についての自己評価をしています。子どもたちは自分でおいしく食べられたかどうかを◎○△をつけます。この「給食カード」は子どもたちだけでなく保育士も見て子どもたちの食事への気持ちを把握する助けとなっています。また、毎月年齢の小さなクラスは「プチック」として、野菜の下処理をしたり、幼児クラスは「クッキング保育」として、デザート作りなどを行っています。さらに、毎月「給食タイムス」を発行し、食生活や食育の取組について家庭に発信しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>

<コメント>

毎月、園の独自献立をたてています。家庭と連携しながら、離乳食やアレルギー食の提供を行っています。また、毎日喫食状況を確認し、切り方など調理の工夫につなげています。毎週1度、栄養士や食育担当が各クラスで食育の話をしたり、食事を一緒にとりながら子どもたちの食べる様子を見て、好き嫌いを把握したりして、食事の状況を確認しています。食育の話は、野菜クイズを出したり、食事の季節感を感じられるメニューとなるよう工夫しています。また、昨今の子どもたちは「魚嫌い」を言われていることから、週に1度は魚料理を提供するようにしています。子どもたちから「リクエストメニュー」を募り、献立に反映させることもしています。クリスマスやお正月には行事食・伝統食なども取り入れています。衛生管理体制については、「衛生管理マニュアル」が作成されており、これに基づき適切に管理されています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

全クラス連絡帳により、日ごろから保護者とやりとりするほか、送迎時に様子を伝えあい、子どもの様子や家庭の状況についてコミュニケーションを取っています。日常の送迎で、保護者が保育室まで入ることはありませんが、保育の様子が伝わるよう「クラスで楽しんでいる遊び」や「活動の様子」を全クラス掲載したドキュメンテーションを掲示し、より普段の姿が伝わるよう努めています。毎月発行している園だより「しらとり通信」の他各クラスだより、給食だよりをとおして、園の保育内容等を発信しています。保護者参加行事は工夫しながら行っています。運動会や発表会、親子クッキング、保育参観等を通して、子どもの成長を園と保護者がともに共有しあう場として取り組んでいます。個人面談では、個別に園での様子や家庭での様子を保護者と情報交換を行い、記録をしています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

日々の連絡帳や送迎時に声掛けやコミュニケーションを取るようにして、保護者との信頼関係を築くようにしています。保護者からの相談には随時応じるようにしており、場所も新しく増設した新館を使ったり、空いている保育室を使い、静かで落ち着いた環境になるよう配慮しています。年に2回の個人面談は、日程も時間帯も複数提示し、保護者の都合にできるだけ沿えるようにしています。保護者には予め、園に何を聞きたいか、どんなことを話し合いたいかが提出してもらい、その内容を踏まえた回答ができるよう準備をしています。面談内容は、経過記録に記録をして、あとで振り返りができるようにしています。相談は、日々随時受け付けているので、クラスの担任がまず話を聞くこととなりますが、その都度リーダーに対応を相談し、主任、副主任、園長で内容を共有し、助言が受けられる体制ができています。内容によっては、管理職も一緒に対応にあたるようにしています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
---	---

<コメント>

虐待防止マニュアルを作成し、虐待の早期発見に努めています。朝、体操のあとの着替えで子どもの手、足、ほほ、全身を丁寧に観察し、異常がないかをチェックし記録します。無断欠席があった場合は、必ず園から連絡を入れて欠席確認を行っています。園として対応できることはするという姿勢で、着替えの補充など声掛けしても持参しない家庭には、園の服を貸出たり、入浴をこまめに行われていないことが疑われる子どもには沐浴を行うなどしています。毎日の持ち物についても、清潔を保てない家庭もあり、声掛けを行うとともに、園で全員分の歯ブラシの消毒やエプロンを預かり、洗濯することとしています。保育室を始め、廊下にも「虐待していませんか」「虐待ってなに?」という掲示があり、虐待防止に対する意識を高めるように取り組んでいます。また、「よりよい保育を行うためのチェックポイント」を保育士自ら考えて作成し園内で共有しています。昨今の不適切保育の報道を受け、伝達シートの裏にもチェックシートを設けるなどの工夫も見られました。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

<コメント>

日々の保育の自己評価については、日案、週案、日誌を通し、保育の振り返りを行い、月に1度クラスの改善点と翌月の目標設定の職員会議を行っています。保育士たちは、毎月、計画にその月の子どもの姿はどうだったのかを照らし合わせ、翌月の計画を立てるようにしています。日案については、「想像される子どもの姿」をめあてとして記載し子どもの様子により対応し、その日の自己評価も行っていますが、単にその日の反省に留まっているものもあり、次の日の保育に生きる記録として園としてポイントを定めることが期待されます。保育所としての自己点検・自己評価を年2回実施しており、保育士たちは自分の保育を振り返る機会としています。自己評価の結果は、「保育内容・方法」や「発達援助の基本」等分野ごとにデータ化され、自由記述についてもまとめられています。そこから課題を見出し、次の自己評価までの改善目標を設定する等、今後は、内容を分析し結果を活かす自己評価が望まれます。